

平成19年(2007年)12月3日
建設委員会資料
都市整備部土木・交通担当

特別区道路線の認定について

道路法に基づき、以下のとおり特別区道路線の認定（以下「路線認定」という）を行う。

1. 路線認定の理由

本路線は当該地域の交通環境を改善するために新設される道路であり、区の区道認定基準に適合しているので特別区道路線として認定する。

2. 路線認定の対象路線

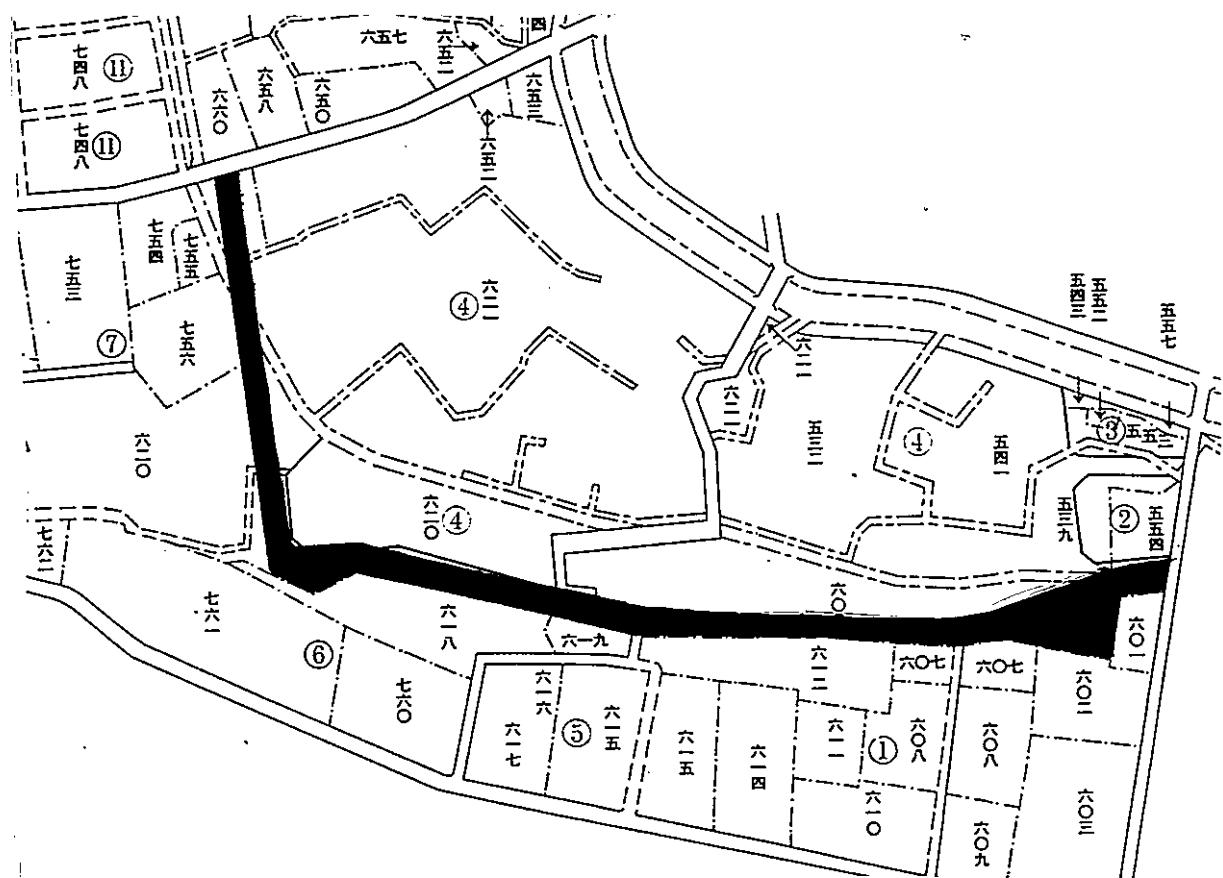
(1) 第76号議案

- ① 路線番号 41-860
- ② 位 置 起点 中野区白鷺一丁目600番
終点 中野区白鷺一丁目660番
- ③ 延 長 397.00m
- ④ 幅 員 6.00m

3. 路線認定後の管理

道路法に基づき区が管理を行う。

中野区白鷺一丁目地内略図



凡 例

都道
特別区道
区有通路
私道
認定外道路
公共溝渠
認定する路線